



令和4年生駒市議会（第5回）定例会 提出案件

■ 概要

議案等の件数	14 件	
・ 報告案件	2 件	専決処分の報告
・ 補正予算	5 件	
・ 条例	4 件	改正
・ 契約	1 件	変更契約
・ 人事	1 件	
・ 諮問	1 件	人事

■ 補正予算

<一般会計（第5回）>

補正前予算	411 億 4,985 万 9 千円
補正予算	5 億 1,517 万 9 千円
補正後予算	416 億 6,503 万 8 千円

◇歳出 ※（ ）内の数字は歳入の補正

- ・ 燃料費高騰に伴う電気・ガス料金の値上がり等によって、不足が生じた各公共施設の光熱水費
1 億 5,141 万 3 千円（諸収入 221 万 5 千円）
- ・ ふるさと生駒応援寄附委託料と積立金の増額
3,417 万円（寄附金 3,000 万円）
令和4年5月に高額寄附を受領したことから下半期から新しくポータルサイトを追加することで寄附額の増加を見込めることから、運営委託料と積立金を増額するもの
- ・ 低所得者保険料軽減繰出金
293 万 6 千円（国負 146 万 8 千円、県負 73 万 4 千円）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備のための繰出金
764 万 9 千円（県補 764 万 9 千円）
- ・ 給食費公会計化システムの構築【債務負担行為の設定】
1,196 万 8 千円
給食費の徴収を市で直接行うためのシステムを構築し、給食費の公会計化を推進するもの。
- ・ 寄附金を活用した小学校備品の更新
181 万 2 千円（繰入金 181 万 2 千円）
- ・ 令和3年度補助金の超過交付分の償還金
2 億 5,947 万 7 千円
（新型コロナウイルスワクチン接種事業費、児童福祉経費、児童手当支給経費、子育て特別給付金支給経費、児童扶養手当支給経費）

・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に係る費用 3,913 万 9 千円

(国負 1,489 万 3 千円、国補 283 万 6 千円、県負 744 万 6 千円、県補 325 万 6 千円)

教育・保育現場等の職員収入を引き上げる令和 4 年 2 月からの措置を、10 月以降も引き続き実施するためのもの

・体育施設の維持管理運営支援 661 万 5 千円

<債務負担行為の追加>

・学校給食費徴収支援業務 (R4~9) 3,213 万円

<介護保険特別会計 (第 1 回) >

補正前予算 92 億 2,874 万 7 千円

補正予算 1 億 2,127 万 円

補正後予算 93 億 5,001 万 7 千円

<水道事業会計 (第 2 回) >

燃料価格の高騰に伴う電気料金の値上がりや、水道施設耐震化事業の増額補正

<下水道事業会計 (第 1 回) >

燃料価格の高騰に伴う電気料金の値上がりに伴う増額補正

<病院事業会計 (第 2 回) >

生駒市立病院における新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備としての病床確保料及び看護職員の資質向上のための修学に要する経費の補正

■ 条例

1 生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例 (議案第 56 号 37 ページ)

・趣旨

衆議院及び参議院議員の選挙における選挙運動に係る経費について、最近の物価変動の影響等を踏まえた「公職選挙法施行令」の一部改正により、市の議会の議員及び市長の選挙の公費負担額の改正を行うもの。

・施行日 公布の日

・担当課 選挙管理委員会 ☎ 0743-74-1111 (内線 3650)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（議案第 57 号 38 ページ）

・趣旨

令和 5 年 4 月 1 日に施行される地方公務員法の一部を改正する法律に基づく地方公務員の定年の引上げに関して、関連条例の改正等を行うもの。

・定年引上げの概要

◇令和 5 年度～令和 13 年度の間、2 年に 1 歳ずつ、65 歳まで定年を引き上げる。

◇管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)をもうけ、管理職の職員は 60 歳に達した日の翌日から最初の 4 月 1 日までの期間(異動期間)に管理監督職以外の職等に異動させる(異動が公務運営に著しい支障を生じる等の理由がある場合、異動期間を最長 3 年まで延長し、引き続き管理職として特例任用可)。

◇定年前再任用短時間勤務制度をもうけ、60 歳以後に退職した職員は 65 歳まで、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で定年前再任用短時間勤務職員として再任用することができる(現在の再任用職員は暫定再任用職員となり、65 歳まで再任用することができる)

◇職員の給与月額、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後、7 割水準となる(特例任用の場合など、例外あり)。また、60 歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を定年退職として算定する。

・施行日 令和 5 年 4 月 1 日

・担当課 人事課 ☎ 0743-74-1111 (内線 4250)

3 生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 58 号 72 ページ）

・趣旨

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関し、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、同措置において令和 4 年 10 月 1 日施行とされている事項について、本市においても適用するため改正を行うもの

・施行日 令和 4 年 10 月 1 日

・担当課 人事課 ☎ 0743-74-1111 (内線 4250)

4 生駒市手数料条例の一部を改正する条例（議案第 59 号 77 ページ）

・趣旨

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び「建築基準法」の一部改正に伴い、新たな認定手続きの事務手数料を設定等するもの

・施行日 令和 4 年 10 月 1 日

・担当課 建築課 ☎ 0743-74-1111 (内線 3450)

■ 契約

- 1 第2阪奈2号橋（一般部）予防保全補修工事変更請負契約の締結

■ 人事

- 1 生駒市教育委員会委員の任命

■ 諮問

- 1 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること